

平成 26 年 3 月 25 日

お客様各位

株式会社 確認検査機構アネックス

## 法改正に伴う確認申請書等の様式変更について

建築物における天井及びエレベーター等の脱落防止措置に関する建築基準法施行令の一部改正が、平成 25 年 7 月 12 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日に施行されます。

この改正に伴い、「確認申請書」、「計画変更確認申請書」「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」の様式の一部が変更されることとなります。

施行日（平成 26 年 4 月 1 日）以降に申請される確認及び検査申請については新様式でしていただくこととなりますので宜しくお願ひします。なお、事前預かりした確認申請で 4 月 1 日以降の正式受付となる場合は新様式のご利用をお願ひします。

### 【新様式（平成 26 年 4 月 1 日以降）】

- ・ 確認申請書(建築物)
- ・ 計画変更確認申請(建築物)
- ・ 中間検査申請書
- ・ 完了検査申請書

### 【国土交通省ホームページ】

[建築基準法施行令の一部を改正する政令について（平成 26 年 4 月施行）](#)

以上